

# 官報

号外 昭和五十九年五月十五日

## ○第百一回 衆議院会議録 第二十五号

昭和五十九年五月十五日(火曜日)

議事日程 第二十二号

昭和五十九年五月十五日

午後一時開議

第一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

武部文君の故議員島田安夫君に対する追悼演説  
日程第一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) 御報告いたすことがありません。

議員島田安夫君は、去る四月十一日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る四月二十六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、議員正五位勲三等島田安夫君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

故議員島田安夫君に対する追悼演説

○議長(福永健司君) この際、弔意を表すため、武部文君から発言を求められております。これを許します。武部文君。

〔武部文君登壇〕

○武部文君 たいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員島田安夫先生は、さきの総選挙後、体の不調を訴えられ、入院療養中であり、その後快方に向かわれ、暖かくなれば退院できると聞いておりましたのに、去る四月十一日、御病状にわかに悪化し、東京医科大学病院において逝去されました。病名は急性腎不全、享年六十四歳でありました。まことに痛惜の念にたえません。

島田さんは、昨年十二月、第三十七回総選挙において、見事最高点で再選を果たされました。その日の島田さんの満面さわやかなお喜びの様子、ついこの頃のことのようです。また、この国会召集日の前日、上京の際一緒に、「御苦労さんでした、お互いにしっかりやりましょう」とかたい握手をしたことを思うとき、ひとしお人の世のほかなさを感ぜずにはおられません。

私はここに、議員各位の御同意を得まして、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を述べたいと存じます。(拍手)

島田さんは、大正九年、鳥取県東伯郡浅津村の農家に生まれられ、昭和八年、浅津高等小学校を卒業の後、向学の念やみがたく、大阪に出て、吉沢法律研修学館に学ばれた後、郷里に戻られ、農業に従事されておりました。

昭和十六年、二十一歳で鳥取歩兵第四十連隊に入隊され、そのわずか十カ月後には太平洋戦争が起り、島田さんの所属部隊も南方方面に派遣されたのであります。島田さんは、フィリピン有数の激戦地ルソン島バレーテの戦いで胸部盲管銃創の重傷を受けながら、千人に十六人生き残ったというその一人として九死に一生を得て、昭和二十一年一月、復員されたのであります。そのため、郷里において三年半に及ぶ療養生活を余儀なくされましたが、悲惨な戦争を再び起こしてはならない、日本国民の血と汗とで手に入れた平和を守り抜くために、自分は何をなすべきかと懸命に模索されたのであります。

その結果、世の中には、自分のように困っている人がたくさんいるはずだ、身体障害者という十字架を背負った人々や老人、子供あるいは零細な農民、漁民、中小企業者、これらの弱い立場にある人々の幸せなくして、どうして平和国家を標榜することができようか、このような人々の代弁者となつて働くことこそ、自分の使命ではないかとかたい信念が島田さんの体じゅうに満ちあふれていたのであります。

やがて、病にえた島田さんは、みずからの信念を具現すべく、政治の道に進まれることを決意されたのであります。昭和二十六年四月、三十一歳で浅津村会議員になられた島田さんは、直ちに村会議長に選任され、浅津村が羽合町になってからも、羽合町会議長として新しい町づくりのために献身されました。

さらに、昭和三十四年四月には、鳥取県会議員に当選され、以来昭和四十七年十月まで、四期十年の長きにわたって県政の推進に努力され、昭和三十九年には、県会議長の要職に就任されたのであります。島田さんは、公平かつ円滑な議会運営をモットーに平穩な議事の運営を実行し、定例会の開催による会議時間の厳守、さらに、県議会の開会されない月にも、必要に応じての常任委員会の開会等、議会のタイムリーな活動と能率的な運営に尽力され、ますます与野党の信望を集め、地方政界の重鎮として名声を高められたのであります。

また、この間、島田さんは、地方制度調査委員及び全国都道府県議長会副会長として、地方交付税率の引き上げ問題に力を尽くされ、昭和四十一年に三三％の現行交付税率の実現を見るに至りました。

昭和四十七年十二月、第三十三回総選挙が挙行されるや、農林漁業の安定と弱い立場の人々の幸せのため、真に豊かな国民生活と地域社会の充実を実現すべく、勇躍立候補され、鳥取県民の熱烈なる支持を得て見事当選の栄冠をかち取られ、国政の舞台へと飛躍されたのであります。(拍手)

本院に議席を得られた島田さんは、地方行政、農林水産、災害対策の各委員会の委員、理事として、熱心に国政の審議に当たられ、そのまじめな態度とすぐれた識見は、党派を超えて同僚議員から厚い信望を集めておられたのも、けだし当然と申せましよう。(拍手)

島田さんが、地方行政委員として国政の第一歩を踏み出されたことは、まさに魚が水を得たごと

昭和五十九年五月十五日 衆議院會議録第二十五号

故議員島田安夫君に対する追悼演説 元議員早稻田柳右工門君逝去につき弔詞贈呈の報告 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

八三六

の感を与えるものであります。地方自治確立のために、地方議会における多年の経験と豊富な知識を駆使して議案の審査に当たり、地方公営企業の財政難を訴えて国のより一層の助成を求め、また、農地に宅地並み課税をすることは弱い農民を苦しめるものであると強調され、さらに、難聴者の自動車免許証の取得に便宜を図ること等を熱心に訴えられたのであります。

第七十五回国会の昭和五十年二月二十七日、この壇上において島田さんは、地方税法改正案等につき自由民主党を代表し質疑を行い、地方自治の確立、社会福祉特別税の創設、地方交付税の充実と交付税率の引き上げ等、地方振興の諸施策について力強い所信を述べられるとともに、多年培われた政策論を披瀝され、鋭い切れ味をもって時の総理に迫られたのであります。

また、とりわけ、島田さんの農林水産委員としての御活躍には目覚ましいものがありました。東郷湖に近い農村に生まれ、農業問題、特に内水面漁業問題に精通しておられた島田さんは、機会あるごとに、農林漁業が安定してこそ一国の平和と安泰があることを主張し、これら農漁民に対し国は積極的に手を差し伸べるべきであると強調されました。

第七十八回国会開会中の昭和五十一年、台風十七号により我が国農業は甚大な被害を受けましたが、島田さんは災害対策特別委員会の理事として、被害者の救済と被害再発防止を盛り込んだ災害対策に係る緊急措置に関する決議案の提出者となり、本会議での成立に貢献されたのであります。

島田さんは、中央政界の多端な業務に当たられる一方、全国内水面漁業協同組合連合会会長、日本傷痍軍人会副会長、鳥取県農業会議会長、県身体障害者福祉協会会長等の要職に当たられ、郷土発展のために終生骨身を惜しまず奔走されたのであります。また、御自身の体に戦争の深い傷跡を持っておられた島田さんは、身体障害者の福祉活

動でも多くの功績を残されました。福祉手当の問題について、当時の厚生大臣をして、鳥取県からえらいのが出てきた、うんと言うまででこども動かぬと嘆かせた話は、関係者の間で今なお語りぐさとなっております。(拍手)

しかし、島田さんは、その後行われた三回におたる総選挙に苦杯を喫し、難伏すること七年有余、文字どおり臥薪嘗胆の日々を過ごされたのであります。さきの総選挙においては、まさに政治生命のすべてをかけて選挙戦に臨み、ついに鳥取県における総選挙史上最高得票のトップ当選で本院への復帰を果たされたのであります。(拍手)

島田さんは、百八十センチを超える偉丈夫で、豪放らしくな人柄である反面、非常に情義に厚い人柄味のある方でありました。また、事に当たると果敢、その実行力はバイタリティーに富み、人に頼まれれば、いかに困難なことでも実現に向け渾身の力を発揮する人でありました。島田さんが好んだ「断じて行えば鬼神もこれを避く」という言葉に、信念に忠実な島田さんのお人柄がしのばれてなりません。

島田さんが徒手空拳で切り開かれた村議会から国会までの三十有余年にわたる政治経歴は、波乱に満ちた風雲児ながらのものであります。島田さんは、本院に在職すること四年六カ月、六十四歳の年齢は政治家としてはいまだ若く、これからその力量を十分に発揮されようとしていたやさき、雄闘半ばにして忽然として去っていかれました。さぞかし、心残りが多かったことと推察せずにはおられないのであります。

今、我が国内外の情勢は激動を続けております。このときに当たり、庶民の中から生まれ、庶民とともに歩んでこられた大衆政治家島田安夫先生を失いましたことは、ひとり自由民主党のみならず、本院にとっても、はたまた我が国にとってもまことに大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

同時に、長い年月にわたって、清廉な先生の政

治生活を内にあって支えてこられた奥様を初め御遺族の御胸中を思うとき、何ともお慰め申し上げる言葉もございません。ここに、見事な返り咲きからわずか四カ月、桜の花を待たずに逝かれたありし日の島田先生のお人柄をしのび、その御功績をたたえ、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(福永健司君) 御報告いたすことがあります。永年在職議員として表彰された元議員早稻田柳右工門君は、去る四月十五日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る五月八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕 衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに財政及び金融委員長長商工委員長公職選挙法改正に関する調査特別委員長等の要職にあたられた正三位勲一等早稻田柳右工門君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

日程第一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。地方行政委員長大石千八君。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔大石千八君登壇〕 ○大石千八君 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、本案の概要について申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度について、恩給等における措置を参酌し、地方公務員等共済組合法に基づく退職年金等について、その年金の額の算定の基礎となった給料を昭和五十八年度の公務員給与の改善内容に準じて増額することにより、同法の施行日前の期間に係る年金額については昭和五十九年三月分以後、同法の施行日以後の期間に係る年金額については同年四月分以後、それぞれ平均約二割引き上げるとともに、恩給における最低保障額の改善に伴い、長期在職者等に係る退職年金及び公務員によらない障害年金並びに公務員による障害年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずることとしております。

第二は、地方団体関係団体の職員年金制度について、地方公務員共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定を行うこととしております。

以上が本案の概要であります。本案は、三月二十一日日本委員会に付託され、四月二十四日田川自治大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、西田司君より、施行期日に関する修正案が提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって

て可決され、よって本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席國務大臣

自治大臣 田川 誠一君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

株券等の保管及び振替に関する法律

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律  
割賦販売法の一部を改正する法律  
地力増進法

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五條第一項の規定に基づく昭和五十八年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五條第二項の規定に基づく昭和五十九年度において講じようとする観光政策についての文書

公害対策基本法第七條第一項の規定に基づく昭和五十八年度公害の状況に関する年次報告

公害対策基本法第七條第二項の規定に基づく昭和五十九年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書

(議決通知)

一、去る十日、本院は、次の総調書を異議がないと議決した旨内閣に通知した。

昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

江崎 真澄君 月原 茂昭君  
五十嵐広三君 松前 仰君

月原 茂昭君 江崎 真澄君  
松前 仰君 五十嵐広三君

社会労働委員

辞任 補欠

藤本 孝雄君 熊川 次男君  
田中美智子君 小沢 和秋君  
熊川 次男君 藤本 孝雄君

熊川 次男君 藤本 孝雄君

小沢 和秋君 田中美智子君  
田中美智子君 補欠

小沢 和秋君 田中美智子君  
田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

田中美智子君 小沢 和秋君

律案(小沢和秋君外一名提出)  
大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案(小沢和秋君外一名提出)

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(木島喜兵衛君外二名提出)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(木島喜兵衛君外二名提出)

一、昨十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案

船員法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本電信電話株式会社法案(内閣提出第七二号)

電気通信事業法案(内閣提出第七三号)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

以上三件 通信委員会 付託

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、衆法第二六号)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(寺田熊雄君外二名提出、参法第一〇号)(予)

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十九年五月十五日 衆議院會議録第二十五号

おりである。

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八名提出、衆法第二八号)

総合食糧管理法(安井吉典君外八名提出、衆法第二九号)

農民組合法案(安井吉典君外八名提出、衆法第三〇号)

以上三件 農林水産委員会 付託  
湖沼環境保全特別措置法案(岩垂壽喜男君外二名提出、衆法第二七号) 環境委員会 付託

(議案送付)  
一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案  
関西国際空港株式会社法案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるとの件

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書  
昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れ

朗読を省略した議長報告 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案及び同報告書

に関する調査(承諾を求めるとの件)

電波法の一部を改正する法律案  
一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出)  
一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

湖沼環境保全特別措置法案(岩垂壽喜男君外二名提出)  
農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八名提出)

総合食糧管理法(安井吉典君外八名提出)  
農民組合法案(安井吉典君外八名提出)

(議案通知)  
一、去る十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

株券等の保管及び振替に関する法律案  
(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の承諾について承認を求めるとの件  
一、去る十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律案  
昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

割賦販売法の一部を改正する法律案  
地力増進法案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

国会に提出する。  
昭和五十九年三月二十一日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第六條の七」を「第六條の八」に、「第十三條の九」を「第十三條の十」に改める。

第六條の七の次に次の一条を加える。  
(昭和五十九年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六條の八 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金(第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについては、同年三月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、第一号に掲げる年金については、更に、当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額とみなされた額を当該年金に係る新

法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六條の三第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金で給料調整適用者に係るもの、これらの年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてゐる退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(給料調整適用者に係るものを除く。)当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつてゐる退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定について昭和五十六年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る年金については、当該退職の日(その者については当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用された日)となつたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額)にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属す

るかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間の退職に係る年金

当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつて

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金(第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く)で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法の給料年額とみなし、更に、前項の規定による改定年金額の算定の基礎となつて、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額をそれぞれ当該年金に係る退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の第三項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金で給料調整適用者に係るもの、これらの年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつて、新法の給料年額

額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金給料調整適用者に係るものを除く。当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつて、退職年金条例(当該退職に係る地方公共団体の給料年額等)の給料に規定する規定について昭和五十六年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給料年額等の給料に規定する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給料年額等の給料に規定する規定の適用を受けていた者に限る)に係る年金については、当該退職の日(その者については当該改正後の給料年額等の給料に規定する規定が適用された日)とされたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額)にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

3 第一項の規定は地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金(次項の規定の適用を受けるものを除く)で昭和五十九年三月三十一日以前において現に支給されているものについて、前項の規定は当該年金で同年三月三十一日以前において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一項第六項後段の規定を準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む)の規定は沖繩の退職年金等(昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているもの)について、第二項(前項において準用する場合を含む)の規定は沖繩の退職年金等(同年三月三十一日において現に支給されているもの)について、それぞれ準用する。

5 第一項の規定は団体組合員(新法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員をいう)であつた者に係る新法第九條の二の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは「退職時の給料年額(施行法第百三十二條の十第一項第五号に規定する退職時の給料年額をいう。以下この項及び次項において同じ。)」と、同項各号及び第二項中「退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは

「退職時の給料年額」と読み替へるものとす

6 第一項第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十条の七の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十条の八 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く。第四項において「昭和五十八年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)のうち、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されている通算退職年金については、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定給料(次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。)(千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金で給料調整適用者に係るもの

これらの通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

昭和五十九年五月十五日 衆議院会議録第二十五号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及



第二項中「義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三三三号)第二条に規定する義務教育諸学校」とあるのは、「学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設」を」とあるのは、「公立学校(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設を含む。)」と、第三十八条の八第五項及び附則第十四条の六第四項中「義務教育諸学校」とあるのは「義務教育諸学校(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)」に改める。  
 (地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第三十五号)を、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第十九号)に改める。

第十四条の二中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千五百円」に改める。

第四十一条第一項中「百三十二万二千円」を「百三十七万七千円」に改め、同条第二項中「百三十二万二千円」を「百三十七万七千円」に改め、同条第三項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に改める。  
 第三十三條の十八中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改める。  
 第三十三條の二十六第一項第一号中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千五百円」に改める。

別表第二中「三、五八六、四〇〇円」を「三、六九一、四〇〇円」に、「二、四三〇、四〇〇円」を「二、五〇六、四〇〇円」に、「一、六八六、四〇〇円」を「一、七四一、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

附則

(施行期日等)  
 第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の三の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則第三条において「改正後の施行法」という。)第十四条の二、第二十九條の二第一項、第四十一条、第三百三十二條の十八、第三百三十二條の二十六第一項及び別表第二の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)  
 第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第十四条第三項及び第四百四十四條の十一第四項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)  
 第三条 改正後の施行法第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第三百三十二條の十八、第三百三十二條の二十六第一項及び別表第二の規定は、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付についても、同年三月分以後適用する。

2 昭和五十九年六月三十日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第一

二の規定を適用する場合には、同年三月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十七万七千円」とあるのは「百三十四万六千円」と、同条第二項中「百三十七万七千円」とあるのは「百三十四万六千円」と、「百二十七万四千円」とあるのは「百二十五万五千円」と、同表中「三、六九一、四〇〇円」とあるのは「三、六六一、四〇〇円」と、「二、五〇六、四〇〇円」とあるのは「二、四八一、四〇〇円」と、「一、七四一、四〇〇円」とあるのは「一、七二一、四〇〇円」とする。

(政令への委任)  
 第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

地方公務員共済組合の年金の額につき恩給法等の改正内容を参酌してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的  
 本案は、地方公務員共済組合の年金の額につき、恩給法等の改正内容を参酌してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。  
 (一) 地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項  
 1 既裁定年金の年金額の引上げ  
 恩給等における改正措置を参酌し、地方

公務員等共済組合法(以下「本法」という。)に基づく年金については、その年金の額の算定の基礎となつた給料を昭和五十八年度の公務員給与の改善内容に準じて増額することにより、本法の施行日前の期間に係る年金額については昭和五十九年三月分以後、本法の施行日以後の期間に係る年金額については同年四月分以後、それぞれ引き上げることとする。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ  
 (1) 普通恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び公務による障害年金の最低保障額を引き上げることとする。

3 その他  
 (1) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げることとする。  
 (2) 全国市町村職員共済組合連合会の行う短期給付に係る財政調整事業の対象に、都市職員共済組合の短期給付に係る事業を加えることとする。

(二) 地方団体関係団体の職員の年金制度の改正に關する事項  
 地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度における前記(一)の1、2の(1)及び3の(1)に準ずる措置を講ずることとする。

(三) 地方議會議員の年金制度の改正に關する事項  
 地方議會議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定を行うこととする。  
 (四) 施行期日等  
 1 前記の改正は、昭和五十九年四月一日か

昭和五十九年五月十五日 衆議院會議録第二十五号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

八四二

ら施行することとする。ただし、前記(一)の3の(2)の改正は、昭和六十年四月一日から施行することとする。

2 前記(一)の2の改正は、昭和五十九年三月一日から適用することとする。

二 議案の修正議決理由

恩給等における改正措置を参酌し、地方公務員共済組合の年金の額を引き上げるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認めらるが、なお、施行期日を公布の日改める等の必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十九年五月十日

地方行政委員長 大石 千八

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の三の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 ○第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「改正後の法」といふ。)第百十四条第三項及び第百四十四条の十一第四項の規定は昭和五十九年四月一日から、

共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則第三条において「改正後の施行法」といふ。)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第百三十二条の十八、第百三十二条の二十六第一項及び別表第二の二の規定は、同年昭和五十九年三月一日から適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の<sup>法</sup>地方公務員

等共済組合法第百十四条第三項及び第百四十四条の十一第四項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

衆議院會議録第二十一号中正誤

ペシ 段行 誤

セニ ニ六 聴いて

三六 三末六 等頭者

正

聞いて 筆頭者

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 105  
電話 東京 五三 四二(大代)

定価 一〇円

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可